

## 平針北学区防災安心安全まちづくり委員会 規約

### (名 称)

第1条 本会は、平針北学区防災安心安全まちづくり委員会（以下、「学区防災委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 学区内の住民を火災や地震等の災害から守るために、平常時における住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関、団体及び事業所との連携を緊密にし、住民が安心して暮らせるまちづくりを住民運動として推進することを目的とする。

### (活 動)

第3条 学区防災委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防火防災意識の普及に関すること。
- (2) 町内自主防災会への、訓練講習等の実施要請に関すること。
- (3) 放火されない環境講習等の実施要請に関すること。
- (4) 高齢者、子供への防災安全に教育に関すること。
- (5) 防災弱者の救援体制の確立に関すること。
- (6) 応急手当の知識、技術の習得に関すること。
- (7) 住宅及び地域の防火防災面での安全性の向上に関すること。
- (8) 災害発生時における地域の協力体制の確立に関すること。
- (9) その他 地域における防火防災に関すること。

### (組 織)

第4条 学区防災委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 区政協力委員（災害対策委員）代表
- (2) 消防団代表
- (3) 自主防災会会長（町内会長）
- (4) 学区連絡協議会構成団体員
- (5) 避難所リーダー代表
- (6) 防災リーダー代表
- (7) その他（目的に賛同し協力していただける知識人）

### (役 員)

第5条 学区防災委員会には、以下の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 学区防災委員会を代表し、会務を総理する。  
副委員長 2名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

班 長 5名 広報・情報班、消化班、避難誘導班、  
備蓄品管理班、救出・救護班

顧 問 2名

- (2) 委員長は、災害救助地区本部長が務める。
- (3) 副委員長は、学区の副学区長が務める。
- (4) 班長は、委員長が任命する。
- (5) 顧問は、平針北小学校長、平針北消防団長が務める。

#### (会 議)

第6条 学区防災委員会を円滑に運営するため、以下の会議を設置する。

- (1) 役員会 必要に応じ、委員長が招集し会議の議長を務める。
- (2) 全体会議 必要に応じ、委員長が招集し会議の議長を務める。
- (3) 班会議 必要に応じ、班長が招集し会議の議長を務める。

#### (任 期)

第7条 役員及び委員の任期は以下とする。

- (1) 役員及び委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

附 則 本規約は、平成24年4月28日から施行する。